

報告第 7 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 5 月 28 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

事故賠償について

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 専決処分年月日 | 令和 6 年 3 月 13 日 |
| 2 | 損害賠償額 | 527,912 円 |
| 3 | 相手方 | 市内在住者 |
| 4 | 事故の概要 | 令和 5 年 12 月 20 日午後 9 時 30 分頃、相手方車両が市内田島 1973 番 4 付近の広域農道小田原中井線を走行していたところ、道路上に張り出していた枝に接触し、車両左側面の一部を破損した。 |